

中川村内で土木工事等をご検討の皆さんへ

## 埋蔵文化財に関する手続き

中川村内には、現在96か所の遺跡が確認されています。

村内で、土木工事等の掘削を伴う土地の現状を変更する行為（建築工事、解体工事、造成工事など）を行う場合は、まず事業計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれているかどうかを確認してください。（以前掘削が行われた場所でも届出が必要です）

事業地が遺跡の範囲に該当するかどうかは、「中川村遺跡分布図」をもとに判断していますので、中川村教育委員会社会教育係までお問い合わせください。

⇒埋蔵文化財包蔵地の範囲内である場合は、文化財保護法により**工事着工60日前までに**、村教育委員会までに**下記必要書類を2部提出**してください。村を經由して、長野県教育委員会に届出をします。

**届出をせずに遺跡内で工事を行った場合、工事を中断していただくことがあります。**

### ●届出書（文化財保護法第93条様式）

長野県教育委員会>埋蔵文化財関係規定・様式より【民間事業者が埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施する場合の通知書】をダウンロード

### ●添付書類

・土木工事等予定地の地図

・土木工事等の概要を示す書類、図面

位置図（案内図）、配置図、公図（写し）、現況図

（建設工事）立面図、矩計図、基礎伏図、基礎構造図

（造成がある場合）造成平面図、縦横断図

（解体の場合）既存建物の配置・規模が分かる図面、写真等

掘削や盛土に関する図面は可能な限りそろえてください。

慎重工事、立会工事等の判断をさせていただきますが、場合によっては、事前に期間と費用がかかる発掘調査の実施が必要となる可能性もあります。

埋蔵文化財の保存と未来への継承のためにご協力をお願いします。

中川村教育委員会 社会教育係 中川村片桐 4757（中川文化センター内） 電話 88-1005 FAX 88-4005
---

裏面もご覧ください

# ～埋蔵文化財の保護に関する手続きの流れ～

